

平成 24 年 10 月 15 日

日の里 2 丁目町内会 会長 宮本修二 様

平成 24 年度
特別委員会 報告書

特別委員会 委員長 牛島和夫

1. はじめに

平成 24 年度の総会で、特別委員会の設置が議決されました。これまでに 9 回会議を開催しており、その報告をいたします。

2 丁目町内会ではこれまで役員の選考に当たって 4 ブロック持ち回り方式を採用してきました。隣組構成員の高齢化のため、4 年後には 1 ブロックだけでは 5 役の候補者を推薦できない隣組が存在することが分かりました。これを解消する方策を 23 年度町内会議の中で検討してまいりましたが、ブロックを大きくして分母を広げれば役員の候補者を確保できるという成案を得ました。ブロックを大きくすればブロックの数は減ります。暫定的に 2 ブロック構成が提案されました。また、分別収集などの作業分担はブロックを基本として組に割り当てられているために作業分担が平準化されていないという問題点も指摘されました。

2. 現行ブロックの再編成

現行ブロック

ブロック名	組	世帯数
A	1	16
A	2	18
A	3	18
A	4	17
A	5	13
ブロック計		82
B	6	16
B	7	22
B	8	18
B	9	28
B	10	15
B	21	22
B	23	12
ブロック計		133
C	11	20
C	13	27
C	14	11
C	22	12
ブロック計		70
D	16	19
D	17	23
D	18	26
D	19	14
D	20	27
ブロック計		109
合計		394

平成 24 年 4 月 1 日の世帯数

提案ブロック

ブロック名	組	世帯数
A	1	16
A	2	18
A	3	18
A	4	17
A	5	13
A	6(B)	16
ブロック計		98
B	7	22
B	8	18
B	9	28
B	21	22
B	23	12
ブロック計		102
C	10(B)	15
C	11	20
C	13	27
C	20(D)	27
C	22	12
ブロック計		101
D	14(C)	11
D	16	19
D	17	23
D	18	26
D	19	14
ブロック計		93
合計		394

現行ブロックの構成は、左上の通りになっています。

(1) 隣組数と世帯数が著しく不均衡になっている。

(2) C、D ブロックでは飛び地になっている組がある。

平成 23 年度の議論では、ブロックの規模を大きくすることによって問題の解決を図る提案がなされましたが、本特別委員会では上記 2 点を解消するために先ずブロックの再編成を検討しました。その結果が右上の提案ブロックです。これによれば、各ブロックは 5~6 組から構成され、おおよそ 100 世帯で編成されます。また飛び地は解消されています。ブロックをこのように再編成することによって、わざわざ 2 ブロックにしなくても 5 役や専門部長をブロック持ち回りで推薦することが当分の間可能であろうとの結論に至りました。これは後述の役員等の推薦数を減らす提案とも関連しています。

3 . 役員選出方法の見直し

現行では、5 役(5 名)と専門部長・副部長(6 名)を各ブロックが持ち回りで推薦する方式を採ってきました。この方式は以下のような問題点を抱えています。

(1) 現行の選考方法では、会長の任期は 1 年に限られる。会長は、町内会の運営の責任を負うと共に地区協議会の業務を分担し、協議会と町内会の連携、さらに宗像市行政事務連絡員を兼ねる。任期 1 年では責務の遂行がかなり困難である。

(2) 高齢化により推薦が困難な組が顕在化している。

これに対して、

(1) 町内会長は、選考委員会を設けて町内全体から選考する。任期は 3 年を限度として重任を認める。

(2) 専門部副部長は、各専門部に属する隣組長のうちから互選により選出する。

これによって、毎年ブロックが持ち回りで推薦する役員は、会長を除く 4 役(4 名)、または専門部長(教育文化、健康福祉、生活環境、計 3 名)となり推薦の負担が軽減されます。なお、会長選考委員会は、副会長 1 名と各ブロックから隣組長 1 名、合計 5 名からなり、副会長を委員長とします。

4 . 規約の改正

役員選出方法の見直しに伴って町内会規約の改定が必要になります。上記の議論を反映させた改正案をまとめました。同時に、現行規約第 6 条で定められた役員の定義を改めて、役員、専門職、隣組長に細分しました。専門職とは、専門部長、専門部副部長、公民館副館長の総称です。これにより、特に総会の構成員を明確にしました。役員、専門職、隣組長の選出について第 11 条を改めています。なお、町内会長に立候補できるものを明確にするために第 2 条の見出し【組織及び構成員】を【組織及び会員】に改めています。

また、表記上の不具合をできる限り訂正しています。例：「出来る」 - > 「できる」、
「おく」 - > 「置く」、「通り」 - > 「とおり」

5 . 報酬等の見直し

町内会長を町内全体から選出することになった場合の報酬等を見直し、会長の報酬については現行 10 万円を 20 万円に、主任福祉員の行動費、現行 1 万 5 千円については、健康福祉部長の報酬と同額の 3 万円に改訂する案がまとまりました。これによる支出増は 11 万 5 千円となりますが、一方で 3 副部長を隣組長の互選としたことにより 1 万 2 千円×3 = 3 万 6 千円の支出減になります。合計 7 万 9 千円の支出増に対しては、公民館の火災保険料約 7 万円を、従来は、経常予算から支出していたものを公民館維持費から支出することにしてはどうかという案が提案されています。

6. 町内会長選考委員会に関する内規

町内会長選考委員会に関する内規を作成しました。

7. その他

特別委員会の議論の過程で、町内会として議論すべき問題点が指摘されましたので、以下に記録しておきます。

総会における議決権の範囲について

教育文化部、健康福祉部、生活環境部、公民館活動部、広報部の役割分担の見直し

特別委員会経過

会議	日時	内容
第1回	6月5日(火)19:30~	役員選出、前年度の協議内容説明等
第2回	6月25日(月)19:30~	ブロック編成等
第3回	7月5日(木)19:30~	役員の選出等
第4回	7月23日(木)19:30~	規約改正等
第5回	8月2日(木)19:30~	規約改正等
第6回	8月10日(金)19:30~	規約改正等
第7回	8月28日(火)19:30~	役員報酬に関する細則等
第8回	9月7日(金)19:30~	選考委員会の内規等
第9回	9月27日(木)19:30~	委員会の報告等

特別委員会委員名簿

平成23年度推薦委員			平成24年度任命委員		
氏名	役職名	ブロック-組	氏名	役職名	ブロック-組
宮永 三夫		D-18	宮本 修二		C-11
牛島 和夫	委員長	A-1	真武 英美	書記	C-13
田中 達郎		B-7	占部 善平		C-14
前田 甲一	副委員長	C-14	吉川さやか		C-13
川俣 紘		D-16	安木 洋美		C-22
			丹羽 昭二		C-13

日の里2丁目町内会長選考委員会に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、日の里2丁目町内会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、日の里2丁目町内会長選考委員会(以下「委員会」という。)の適正な運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 委員会は、副会長1名と各ブロックを代表する隣組長4名をもって構成する。
2 規約に定める委員長は、公民館長を兼務しない副会長を充てる。
3 規約に定める委員は、各ブロックの隣組長の互選とする。

(期間)

第3条 委員会は、毎年10月1日に発足し、町内会長立候補者(以下「立候補者」という。)の届出を10月末まで受け付ける。委員会は、届出に基づき町内会長候補者(以下「会長候補者」という。)の選考に当り、委員会で決した会長候補者を町内会長に報告し責務を終える。

(選考)

第4条 委員会は、会長候補者の選考に当たり、委員の過半数の出席で成立する。
2 町内会長に報告する会長候補者は、委員会で協議の上、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、委員長が決する。

(町内会長立候補者)

第5条 立候補者は、規約第2条に定める会員に属する成人とする。
2 立候補者は、会長候補者届出書(別紙)を所属する隣組の隣組長を経由し委員長に届出する。
3 委員長及び委員は、立候補者になれない。ただし、委員長となる副会長が立候補者となる場合は、公民館長を兼務する副会長を委員長とみなす。

(報酬等)

第6条 委員長及び委員は、役員報酬等に関する細則に則り報酬等の支給を受けない。ただし、委員会活動に伴う経費は実費を支給するものとする。

附則

この内規は、平成24年11月18日から施行する。

町内会長候補者届出書

選考委員長あて

届出日 平成 年 月 日

氏名	
住所	
町内会長 としての抱負 又は 推薦の理由	

推薦人氏名